

令和4年 天草市農業委員会第5回総会議事録

令和4年4月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	山下 和 弘 君
3番	金 棒 康 二 君	4番	淀 川 洋 一 君
6番	中村三千人 君	7番	野 中 幸 廣 君
8番	平 岡 敬 則 君	9番	川 口 明 君
10番	富崎ますみ 君	11番	黒川紀世子 君
12番	端 田 睦 子 君	13番	山並彰一郎 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

5番 猪 原 真 滋 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	上 原 和 之	係 長	松 本 馨
主 査	植 村 伸 哉	書 記	井 上 拓 海
書 記	浦 川 優 也	書 記	濱 朋 也

4、議事日程

開 会

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第62号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第6	議第63号 非農地通知書交付申請について
日程第7	報告事項について

閉 会

開 議 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 4 年天草市農業委員会第 5 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。お足元が悪い中、この総会に出席をしていただきまして、ありがとうございます。農業委員では、4 名の方が新しく加入されました。これから審議をしていただくこととなります。新しく入った 4 名の方に対しては、タブレットの中の資料も全て紙で配布しております。もし、タブレットの操作に慣れられた場合は、早めに事務局に連絡をお願いします。そして、コロナウイルスに関して、熊本県や天草市ともに大分減ってきているのではないかと思います。まだまだ予断を許さない状況です。皆様には会議などさまざまな形で、ご不便ご迷惑をかけると思われそうですが、ご理解いただきますようお願いいたします。最後に、本日は 3 条が 6 件、4 条が 6 件、5 条が 2 件、利用権の設定が 24 件、非農地が 2 件の合計 40 件の議案が提案されています。皆さんの慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とします。よろしく申し上げます。

○事務局（上原和之君） 本日は、5 番猪原真滋委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願いします。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、6 番中村委員、7 番野中委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 59 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。佐伊津町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の畑 164 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した [REDACTED] から [REDACTED] へ約 [REDACTED] km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○12 番（端田睦子君） 12 番端田です。4 月 19 日に最適化推進委員の堤内さんと現地確認をして参りました。申請地は、現在すぐにでも耕作できる状態であり、特段問題ないと思われ

ます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。南町の譲受人は熊本市の譲渡人より、南町の田189.24㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。昨日、本渡南地区の山下最適化推進委員と一緒に現地を確認いたしました。現地はスクリーンのとおり、耕作は可能だと判断して参りました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 3番について説明します。この農地は、令和4年3月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であり、空き家の売買が済んでいることを確認しています。宇土市の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の田と畑689㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の農地の写真です。次が現地の空き家の

写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地にはさとうきびと野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。4月25日に光崎最適化推進委員と現場確認をしております。これは、空き家に付属した農地という事で、3月に案件がありましたが、売買が成立してこのような形になったということでもあります。さきほど写真を見ていただいた通り、すぐ家の横で、何ら問題ないのではないかとこののを、2人で話をしてきました。みなさんのご審議よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。新和町の譲受人は、茨城県の譲渡人より、新和町の田と畑2,331㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した[REDACTED]から[REDACTED]へ約[REDACTED]km、青色で着色した県道碓石中田線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○6番（中村三千人君） 6番中村です。4月22日に小田最適化推進委員さんと現地確認を致しました。今までに譲受人が、借りて耕作していたところを、今回売買をされるという事で、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。五和

町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 1,667 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜と飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。4 月 24 日に地元の原田推進委員と現地を訪問しました。ただいま事務局の説明がありました通りで、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6 番について説明します。本渡町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田 13,118 m²を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■kmと■■■km、■■■kmと■■■km、青色で着色した国道 266 号線の西側と東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次も現地の航空写真です。次も現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次も現地の写真になります。次も現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻と飼料稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。4 月 21 日に地元の小林最適化推進委員と一緒に現地の確認を行いました。譲受人の方の住所は、本渡町になっておりますが、ご両親が地元で耕作をして、本人さんは週末と一緒に農業をやられています。現在も随分と農地を増やしておられて、一生懸命にやられているというようなことでございます。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長(本田実君) 日程第3、議第60号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田973㎡を共同住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、共同住宅としての需要が見込まれるため、共同住宅1棟、駐車場18台、庭園として整備し利用する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○10番(富崎ますみ君) 10番富崎です。先週、井上推進委員と確認に行きました。井上推進委員さんが区長をされている地域というのを聞きました。お隣が持ち主の住宅です。そこは亀場の住宅地のようなところになります。植物が生えておりましたけども、特に何か栽培されている訳ではない場所でした。審議の方をよろしくお願いします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 2番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田332㎡を貸駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡牛深線の

西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、貸駐車場としての需要が見込まれるため、貸駐車場10台、通路、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○10番（富崎ますみ君） 10番富崎です。■■■■■に近い場所で、しばらく進むと行き止まりの場所です。耕作放棄地になっていると感じました。近所が住宅地なので、その駐車場として使われると判断しました。特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は熊本市の個人で、南町の田139.64㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■から■■■■■へ約■■■■■km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時住まいが手狭なため、宅地拡張を行い、貸住宅1棟、物置1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに造成済みのため、始末書が提出されています。事務局からこの始末書に関連して、先月中村委員さんから、始末書の案件については、1ヶ月ほど許可を遅らせたほうがいいのではないかという意見がありましたので、そちらについて、「始末書について」という資料を配っておりますので、そちらをご覧くださいと思います。まず、無断転用とは、農地を農地以外のものにする、例えば畑を宅地にする場合には、農業委員会の許可が必要になります。許可をとる前に、造成や建物を建てた場合、無断転用となり、始末書を提出していただく必要があります。

無断転用した場合、農地法第51条の規定により、最悪の場合、許可の取り消し又は原状

回復等を命ずることができるかとされています。しかし、昭和34年最高裁判所の判例で「既に転用された農地を転用許可するのは、不能の処分でない」とされており、追認許可が認められている状態です。天草市の無断転用の内容としましては、ほとんどが、農地法の事を知らずに無断転用してしまった、また親から相続をして譲り受けたがすでに無断転用されていた等の理由が多く、これらの申請者に対して、一律に原状回復等の命令を出すこと・一律に始末書案件だから1ヶ月遅らせて許可を出すことが、事務局としては、必ずしもいい方法ではないと考えております。よほど悪質でないかぎり、今まで同様始末書で経緯を示してもらい、同じようなことをしないと誓約してもらうことで追認許可をこれまで同様に、遅らせずに追認許可を認めていただければと思います。また、裏面の内容につきましては、令和4年4月5日に国が出している資料になります。違反転用者の違反の理由が9割以上の方が、農地法を知らずに転用をしてしまったという内容になっています。天草市農業委員会としましても、始末書案件は確かに問題ではありますが、一律に始末書だから1ヶ月遅らせるというのは少し違うのではないか思い、始末書の内容が「悪質」かどうかで判断するやり方がいいのではないかと考えております。具体的には、始末書案件が2回目だったり、始末書に書いてある内容が虚偽のものに関しては、「悪質」と判断されると思いますので、許可の遅延を含めた対応もありえると思っております。以上です。

○6番(中村三千人君) 6番中村です。事務局の説明はわかりました。それでは、この「悪質」かどうかを判断するのは事務局なのでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 受付時に事務局で判断致しますが、農業委員さんの方からもこれは「悪質」ではないかという意見を出していただいても問題ありません。

○6番(中村三千人君) わかりました。「悪質」であるかどうかは、農業委員としては断定することは難しいので、事務局に判断していただければと思います。

○議長(本田実君) この案件についても、事務局である程度検討して、「悪質」ではないと判断された結果、審議に挙がってきている状況です。可能であれば事務局が明らかに「悪質」と認めた場合は、そもそも総会に審議に上げず、事務局が「悪質」ではないと考えるものに対しては、総会で協議して、対応するという形を取りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。始末書について質問をします。始末書の中の同じようなことをしないので、追認許可を認めてくださいというようなことが書いてありますが、本渡地区においては、一度追認許可を出した方からの再度の追認許可申請が複数確認されています。そうなると同じようなことをしませんという誓約というのはなかなか難しいのではないと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局(浦川優也君) 事務局が考えている同じようなことをしないという誓約書というのが、今後は無断転用をしませんという内容です。例えば、10年前に2か所を違反転用してしまった場合、今月に1か所目の追認許可申請をして、翌月以降にもう一つの追認許可申請があったら許可の見込みはあると判断されますが、5年前に違反転用をして、追認許可申請で許可を出した後、新たに無断転用して追認許可申請が出た場合は、問題であると考えています。私が担当になってからそのような事例は確認しておりません。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。事務局は、無断転用されているところが1つではないですかというような確認をしていますか。そこまでしないとまた次でてくると思います。本渡地区はそういった例が多いです。事務局である程度、歯止めをかけるために、口頭でも構いませんので、他に無断転用されているところはないですかということを確認すべきでないかなというふうに考えています。そんなに難しいことではないと思いますがどうでしょうか。

○議長(本田実君) 淀川委員さんが言われるように、可能であれば農業委員総会の前に事務局が受付をする段階でも、チェックが出来ると思うので、事務局で一回、農業委員で一回ずつ判断していく必要があると考えております。

○6番(中村三千人君) 6番中村です。始末書案件で事務局の方に、申請が出されます。その時に現場確認するわけですよ。地元の農業委員さん、最適化推進委員さんがおられるわけですから、その場所に行って、その後連絡していただければ、私たちも確認できるわけですから、ぜひこれからはそういう風をお願いしたいのですがいかがですか。

○議長(本田実君) 同じところに2回行かなくても、事務局が1回見て、そして2回目に農業委員と最適化推進委員が確認しに行くので、なにか気づいた点がありましたら、この総会の中で、協議してもいいのではないですか。

○事務局(浦川優也君) 事務局で受け付けたものに関して、農業委員さんが現場を見られて、おかしいと思われるところについては、総会の中で発言をしていただくという形でいいと思います。淀川委員さんの言われたことに対してましては、事務局として受付時にしっかり確認していきたいと思います。

○議長(本田実君) それでよろしいでしょうか。

(肯定の声あり)

○議長(本田実君) それでは、事務局で現地確認に行くときは、始末書の出ている案件については、特に念入りに確認していただきたいと思います。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番(淀川洋一君) 4番淀川です。こちら昨日に山下推進委員と現地の確認に行きまし

た。始末書にもありますように、随分前に転用をされており、これは悪質ではないという風に思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の田3,379㎡に植林を行う案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■■■■■■■から■■■■へ約■■km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、農地としての管理が難しいため、スギ250本を植林する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに植林済みのため、始末書が提出されています。この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 1番の本田です。現地確認を4月24日に山下最適化推進委員と行いました。本当に山の中で、田んぼなども周辺にありませんし、耕運機がやっと思えるような場所です。日当たりも悪く、何も分からずに植林をしていたということで、木も大きくなっております。同意書もついておりますし、仕方がなかったのではないかと判断をしてきました。審議方よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の4ページをご覧ください。5番について説明します。転用

者は大阪府の個人で、五和町の畑 390 m²を事務所及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、■■■■■■を営んでおり、事務所及び駐車スペースが必要なため、事務所 1 棟、駐車場 4 台として整備し、利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに造成済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。4 月 24 日、地元の原田推進委員と現地の確認に行ってみました。申請地は、■■■■から国道に出て、それからしばらく進んで、右側に下っていったところにあります。ただいま事務局から説明がありました通りです。始末書も出ております。審議の方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 6 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 137 m²を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■■■へ約■■■■km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は、土地改良事業の施工に係る区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則許可できませんが、既存施設の拡張のため例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、当時の住まいが手狭で不便なため、農家住宅 1 棟、庭として整備し、利用する計画です。資料③の 7 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに造成済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番(山下和弘君) 2 番山下です。同じく 4 月 24 日に地元の田口推進委員と現地の確認に
して参りました。[REDACTED]の前の県道から少し入ったところにある農地で
す。これも同様に始末書も出ております。申し訳ありませんけども、ご審議の方よろしくお
願いします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま
せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致しま
す。

○議長(本田実君) 日程第 4、議第 61 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ
いてを議題と致します。事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の 5 ページをご覧ください。1 番について説明します。この案件
は、令和 3 年 10 月に農用地区域からの除外申請があり、令和 3 年天草市農業委員会第 11 回
総会において許可見込みありと判断され、令和 4 年 4 月に除外されたものです。転用者は京
都府の法人で、有明町の田 1,812 m²に地上権を設定し、太陽光発電施設へ転用する案件で
す。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した [REDACTED]
[REDACTED]から [REDACTED]へ約 [REDACTED]km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概
ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次
が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容
は、太陽光発電設備を設置して、売電収入を得たいため、太陽光パネル 360 枚を設置し、利
用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許
可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(本田実君) 1 番本田です。4 月 24 日に光崎委員と一緒に現場確認をして参りまし
た。この農地につきましては、農振農用地域に入っており、太陽光発電設備が設置できない
ため、除外申請、そして 5 条許可を受けてから設置をするということです。現在当該農地
は、休耕地になっております。さらに、水の便が良好とはいえず、すぐ近くの土地でも太陽
光発電施設があります。この農地を太陽光発電施設にすることも、選択肢の一つではないか
というような感じを受け、確認をして参りました。ご審議方よろしく願いします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありま
せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 2番について説明します。この案件も、令和3年10月に農用地区域からの除外申請があり、令和3年天草市農業委員会第11回総会において許可見込みありと判断され、令和4年4月に除外されたものです。転用者は京都府の法人で、河浦町の田3,895㎡に賃貸借権を設定し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した■■■■から■■へ約■■km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、太陽光発電設備を設置して、売電収入を得たいため、太陽光パネル1104枚を設置し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。この案件は転用面積が3,000㎡を超えるため、許可相当の判断を頂いた場合、来月開催される熊本県常設審議委員会に諮問する予定です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。4月20日に田中最適化推進委員と一緒に現地の確認を行いました。ただいま、事務局の説明のとおりです。除外申請をされておりました、今回の許可申請に至ったようです。区長さんや近隣の方の同意も出ております。特段問題はないと判断しました。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第62号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（井上拓海君） 資料②の6ページをご覧ください。議第62号農業経営基盤強化促

進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が0件、利用権の新規設定の計画が15件、再設定が9件、合計24件で、筆数48筆、総面積が47,945㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の10ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第6、議第63号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地通知書交付申請件数は、本渡地域の2件です。筆数は全体4筆、面積は2,965㎡となっております。資料③の11ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の20ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番から3番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番の地図です。黄色で着色した■■■■から■■■へ約■■■kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番から3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第7、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の21ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は4件、
全て田を畑に変更したいというものというものでした。第4条・5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第5回総会を閉会致します。

15時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長

本田実

署名委員

中村三平人

署名委員

野中幸廣